

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	変圧器水噴霧消火装置の放水配管用ウォーターハンマー（水撃）緩衝器の点検において、緩衝器内封入空気圧力に管理値外れが認められたため、空気を充填	D	
2	1号機	主復水器細管洗浄装置制御盤室用空調機が自動停止したため、当該空調機を点検・修理	D	
3	1号機	復水ポンプ（B）入口配管の伸縮継手フランジ接続部より水のリーク（1滴／2秒程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	中央操作室換気空調系空調機（A）の空気温度指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
5	2号機	変圧器水噴霧消火装置の放水配管用ウォーターハンマー（水撃）緩衝器の点検において、緩衝器内封入空気圧力に管理値外れが認められたため、空気を充填	D	
6	2号機	電気油圧式タービン制御装置室換気空調系送風機のファンベルトが外れていたため、当該ベルト及びプーリーを点検・修理	D	
7	2号機	原子炉建屋大物搬入口の扉開閉・停止操作押しボタンのカバーに変形が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
8	2号機	主タービン主油タンク出口弁下流のフランジに油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	2号機	主発電機密封油処理装置真空ポンプ（B）の軸受潤滑油補給器接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	変圧器水噴霧消火装置の放水配管用ウォーターハンマー（水撃）緩衝器の点検において、緩衝器内封入空気圧力に管理値外れが認められたため、空気を充填	D	
11	3号機	所内用空気圧縮機出口逆止弁の点検において、部品（バネ）に一部折損が認められたため、当該部品を交換	D	
12	3号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入装置薬液注入ポンプの基礎部に油漏れの跡が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	3号機	サブドレンポンプ（タービン建屋北側屋外）に異音が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
14	4号機	原子炉冷却材ろ過脱塩器入口PH計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	高圧注水系タービン軸受油温度記録計に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
16	4号機	廃棄物処理系廃液脱塩器出口導電率計点検において、当該導電率計洗浄水弁及び元弁にシートリークが認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
17	4号機	廃棄物処理系床ドレンフィルタスラッジタンクレベルに移送していないにも係わらず上昇（約25L/日）が認められたため、対応検討	D	
18	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）過給機A冷却水出口弁に保温材の干渉が認められたため、当該保温材を点検・修理	対象外	
19	5号機	復水脱塩装置硫酸ポンプの出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
20	5号機	廃棄物処理系廃液脱塩器樹脂入口弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉時、両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
21	6号機	排ガス系放射線試料採取容器のドレン弁を開けた際に、ファンネル（排ガス系プロセス放射線モニタ室内）の嵩上げ継ぎ目よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	6号機	原子炉補機冷却水系サージタンクにレベル低下が認められたため、対応検討	C	
23	集中環境施設	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査）において、検査要領書に建屋名称の誤記が認められたため、当該要領書を訂正し検査を継続実施	D	
24	集中環境施設	廃液乾燥固化系ペレットホッパー（B）の内部温度指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで